

にしかわ 広報

1978

2/10

第203号

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



もちつき 大会

—おいしいよ—



—もうダメッ—



—重いよ〜ッ—



—ハ〜イツ—



—おっし、おっし、おっし—



—ワ〜ン、大物だッ—



—うまいッ—



＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 先月の二十日に、鑑郷小学校で「新春もちつき大会」が行われました。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 これは、新春お楽しみ会として行われたもので、蒸したてのもち米をウスとキネでついて「おもち」にしました。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 できた「おもち」は、先生・PTAのお母さん・給食のおばさんが、素早く丸めて食器へ入れ「あんこ」をかけてできあがり。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 みんなで、おなか一杯食べました。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

総務費 1億5,124万円 (14.0%)

- 庁舎改装工事..... 910万円
- 交通安全施設..... 121万円

民生費 2億4,943万円 (23.0%)

- 老人牛乳支給事業..... 530万円
- 老人医療助成事業
 - 国制度分..... 2,457万円
 - 県単分..... 195万円
- 児童ひろば設置..... 40万円
- 保育所児童措置..... 1億94万円
- 児童手当..... 1,422万円



衛生費 5,502万円 (5.1%)

- 成人病検診事業..... 212万円
- 母子栄養強化事業..... 400万円
- 結核健康診断事業..... 146万円
- 農部地区ごみ収集業務委託料
 - 573万円
- 巻町外三ヶ町村衛生組合負担金
 - 1,496万円

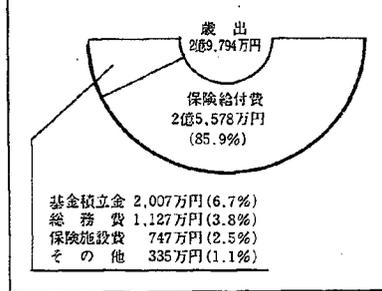
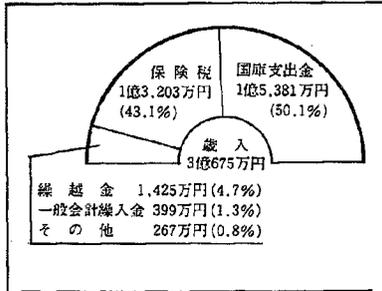


農林水産業費 6,401万円 (5.9%)

- 西川・旗屋地区水路事業 488万円
- 農道舗装事業(平野・押付)
 - 3,110万円
- 商工会補助金..... 363万円
- 産業育成資金貸付金..... 1,200万円

土木費 1億9,040万円 (17.6%)

- 町道修繕事業..... 1,677万円
- 町道新設・改良事業.....
 - 1億1,721万円
- 悪水路整備事業..... 2,191万円



—国保会計決算状況—

(単位：千円)

区分	昭和51年度 (A)	昭和50年度 (B)	差引増減(△)額 (A)-(B)(C)	増減(△)率 (C)/(B)×100
歳入	306,750	262,193	44,557	16.99
歳出	297,942	247,946	49,996	20.16
差引	8,808	14,247	△ 5,439	△ 37.18

消防費 6,068万円 (5.6%)

- 防火水そう設置工事..... 582万円
- 小型動力ポンプ購入..... 64万円



その他 9,643万円 (8.9%)

教育費 2億1,605万円 (19.9%)

- 小学校校舎改修・補修工事..... 614万円
- 升小グランド盛土工事... 294万円
- 小学校教材備品..... 458万円
- 中学校校舎改修・補修工事... 200万円
- スクールバス購入..... 440万円
- スクールバス車庫建築工事... 185万円
- 中学校教材備品..... 162万円
- 児童・生徒援助費..... 219万円



国保会計

歳入三億六千七百七十五万円に対し歳出二億九千七百九十四万二千円、差し引き八百八十八万八千円

黒字となりました。五十年と比べると、歳入が四千四百五十五万七千円、歳出は四千九百九十九万六千円とそれぞれ増額しました。また、歳出では保険給付費二億五千五百七十七万七千円が歳出全体の八五・八%を占めています。

一般会計

歳入十一億二千六百八十一万円

対し、歳出十億八千三百二十五万九千円、差し引き三千二百八十二万二千円の黒字となりました。しかし、五十二年への支払い繰り延べ額一千三百六十一万二千円を差し引いた実質黒字は一千九百二十一万円となりました。また、五十二年と五十年との比較では、歳入一億九千三百二十三万七千円(二〇・九%)、歳出一億八千八百三十九万四千円(二一・一%)とそれぞれ大幅な伸びとなりました。

昭和五十一年度の一般会計と国民健康保険事業特別会計の決算が昭和五十二年十二月定例町議会で認定されました。決算の主な内容は、次のとおりです。(なお、この決算状況に示す数字は、例年で行っている地方財政状況調査に基づいて集計したものです。)

実質黒字

一般会計一、九二二万円
国保会計八八〇・八万円

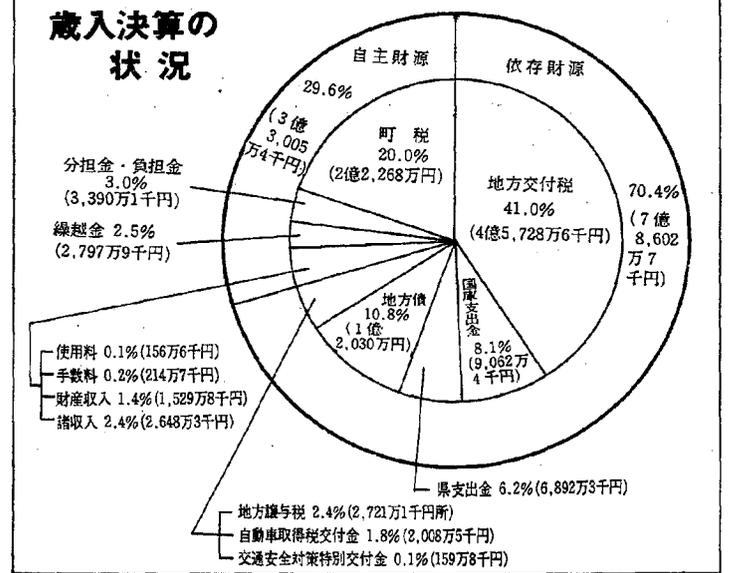
歳入

—決算の状況—

(単位：千円)

区分	昭和51年度 (A)	昭和50年度 (B)	(A)-(B) (C)	(A)/(B)×100 増減率
歳入	1,116,081	922,844	193,237	20.9
歳出	1,083,259	894,865	188,394	21.1
差引	32,822	27,979	4,843	17.3

歳入決算の状況



(九千八百二十万円増で四四・三%の伸びとなっています。)

歳出

目的別では、民生費が二億四千九百四十三万円、教育費二億一千六百四十六万円、土木費一億九千三百九十八万円、総務費一億五千二百四十二万円となり、これらが歳出全体の七四・五%を占めています。

性質別では、人件費二億八千七百六十六万円、普通建設事業費二億一千五百四十四万円、積立金一億五千七百六十七万六千円、扶助費一億四千八百八十八万円、物件費一億二千六百五十六万四千円となり、これらが歳出全体の八五・九%を占めています。

おいでください

納税相談!

申告は2月16日から
3月15日まで

町・県民税と所得税の申告時期がきました。



町議会 第1回臨時会 報告

昭和五十三年第一回西川町議会第一回臨時会は、一月二十日招集され、一般会計補正予算を原案とあり可決し、同日閉会しました。(出席議員二十一名)

○一般会計補正予算(第十一号)

昭和五十三年第一回西川町議会第一回臨時会は、一月二十日招集され、一般会計補正予算を原案とあり可決し、同日閉会しました。(出席議員二十一名)

○一般会計補正予算(第十一号)

このたびの補正予算は、住民福祉会館の駐車場、造園及び内装等の設備工事の追加及び公用車庫改築工事等の補正であります。補正額は三千二百七十一万九千円となり、補正後の予算総額は十七億一千二百三十五万四千円となりました。

なお、今回補正された主なものは次のとおりです。

- 一四〇万円 旧西川工区車庫改築工事
- 一四〇万円 住民福祉会館建設工事設計監理委託料 一四〇万円追加
- 住民福祉会館建設工事
- 二、九三三万円追加
- 電話債券 三六万円

町では、申告書の受け付け、所得の計算方法および申告書の書きかたの相談などのため、二月二十四日から三月十五日まで、表の日程により納税相談を行います。それぞれ定められた日に相談においでください。

なお、所得税の確定申告のため、税務署から通知を受けた人は指定された日に、指定された会場へおでかけください。

町・県民税の申告

本年一月一日現在で西川町に住所があり、次の事項に該当する人は、すべて町・県民税の申告が必要です。(ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、確定申告書に基づいて税額の計算をすることになっていきますので、事業税と町・県民税の申告の必要はありません。)

- 一、昭和五十二年(一月から十二月まで)に営業・農業等の事業を営んでいた人や、大工・左官などで所得税の確定申告の必要のない人
- 二、昭和五十二年中に地代・家賃などの収入があった人で、所得税の確定申告の必要のない人
- 三、給与所得者で、前年中の給与所得以外の所得(地代・家賃・配当控除額より多い人)
- 四、みなし法人課税を選択している人は、税額がなくても全員
- 五、給与所得がある人の場合
- 六、サラリーマンの大部分の人は申告する必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は申告しなければなりません。
- 七、五十二年中の給与の収入金額が一千万円を超える人
- 八、給与所得や、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が、二十万円を超える人
- 九、給与を二ヶ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与収入金額を、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が、二十万円を超える人
- 十、同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与のほか、に利子・貸付料・機械器具の使用料等の支払いを受けている人
- 十一、家事使用人などで、給与の支払いを受ける際、所得税の源泉徴収をされない人
- 十二、災害を受けたため、五十二年中の給与について災害減免法により、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- 十三、資産所得の合算課税の適用を受ける人
- 十四、退職所得がある人で、源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人など。

納税相談日程表

月日	区	域	会場
2月/24(金)	藤見町・大正通・学校町・水道町・新栄町 (農業所得者の申告は3月6日)		西川町役場
25(土)	東町・朝日町・千隈町・一番町・二番町・三番町 (農業所得者の申告は3月7日)		西川町役場
27(月)	四番町・五番町・六番町・七番町 (農業所得者の申告は3月8日)		西川町役場
28(火)	八番町・九番町・嘘 (農業所得者の申告は3月9日、ただし嘘は14日)		西川町役場
13(水)/2(木)	上組・中作 下組・大湯	中村・三ツ屋 新田・浦村	西川町役場
3(金)	大関・升岡	川西・城上	西川町役場
4(土)	与兵衛野・貝柄・三角野		西川町役場
6(月)	松崎・新川	旗屋	西川町役場
7(火)	六分	桑山	西川町役場
8(水)	見帯	善光寺	西川町役場
9(木)	押付	天竺堂	西川町役場
10(金)	真田・榎島	西汰上	西川町役場
11(土)	矢島	中島	西川町役場
13(月)	下山	川崎	西川町役場
14(火)	平野	嘘	西川町役場
15(水)			西川町役場

配当・外交員報酬・原稿料・印税など)があつても、所得税の確定申告の必要のない人

四、給与所得者で、二ヶ所以上から給与を受けている人(たとえば給与と年金・恩給などのある場合も含まれます)で、所得税の確定申告をする必要のない人

五、昭和五十二年中に退職し、本年一月一日現在給与の支払いを受けていない人

六、給与所得者で、昭和五十二年分の所得税の年末調整の際に控除を受けなかった、保険料控除・配偶者控除・扶養控除等の控除を受けようとする人

七、昭和五十二年中に、所得税の源泉徴収を受けなかった貸金所得者(例えば農業専従者で日雇い所得などのある人)や、家事使用人など。

八、給与支払者から、町あてに給与支払報告書(個人別明細書)が提出されていない人

九、昭和五十二年分の所得税について、災害減免法の規定による減免を受けた人

※町・県民税の申告をしなければならぬ人は、おむね前記のとおりですが、詳しくは税務課へおたずねください。

納税相談当日は、会場が混雑しますから、ご自分の住所・氏名(そのほか)と、職業・電話番号・生年月日・控除対象配偶者・扶養親族・生命保険料及び事業専従者欄などは、前もって記入してきてください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告期間は、二月十六日から三月十五日までです。税務署では、三月十五日まで所得税の納税相談を行いますので、申告書の書き方がわからなくてお困りの方は、気軽に納税相談を受けてください。

配当控除額より多い人

● みなし法人課税を選択している人は、税額がなくても全員

● 給与所得がある人の場合

● サラリーマンの大部分の人は申告する必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は申告しなければなりません。

● 五十二年中の給与の収入金額が一千万円を超える人

● 給与所得や、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が、二十万円を超える人

● 給与を二ヶ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与収入金額を、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が、二十万円を超える人

● 同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与のほか、に利子・貸付料・機械器具の使用料等の支払いを受けている人

● 家事使用人などで、給与の支払いを受ける際、所得税の源泉徴収をされない人

● 災害を受けたため、五十二年中の給与について災害減免法により、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

● 資産所得の合算課税の適用を受ける人

● 退職所得がある人で、源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人など。

農業所得者の申告

農業所得標準は、町で作成しますので、農業所得者は納税相談日程表により相談を受けてください。

○委託・受託のある人

昭和五十二年中に耕作を委託し又は受託した人で、委託耕作届出書を提出していない人は、二月十八日までに提出してください。

○農業用機械を所有している人

昨年中に使用したトラクター・耕うん機・トラック・田植機・コンバイン・乾燥機などの農業用機械は、農業所得から特別経費として控除されます。

農業用機械等の、所有状況調査表を提出していない人は、二月十八日までに提出してください。

申告をしない場合は、経費として控除されません。

お持ち

いただくもの

● 町・県民税の申告をする人

● 昭和五十三年分町民税・県民税申告書(十八日に発送いたします。)

● 印鑑

● 所得の計算に必要な帳簿書類

● 生命保険料領収書または支払証明書(一契約について支払保険料が九千円を超える場合に必要になります。)

● 注、郵便局の簡易生命保険については局の印が必要ですが、事前に手続きをすませてからおいでください。

● 損害保険料及び小規模企業共済等掛金の支払証明書

● 六、給料等の支給を受けている人は、源泉徴収票又は事業主等が発行する給与支払証明書等

※これらの書類は、申告前に取りそろえておいてください。

譲渡所得がある人の申告

税務署から、譲渡所得の相談についてあらかじめ案内を受けている人は、なるべく指定された日に税務署へおいでください。

その他の人で譲渡所得のある人は、申告期間中に税務署又は役場へご相談ください。

所得税の確定申告をする人

一、税務署から届けられた申告の

申告用紙はあらかじめ記入してからおいでください。

基礎控除・その他の所得控除を差し引いて算出した税額が、

所得税の確定申告をしなければならぬ人は、おむね前記のとおりですが、詳しくは税務課へおたずねください。

案内状及び確定申告書用紙
二、給与の支払等源泉徴収に関する帳簿書類
三、生命保険料・損害保険料及び小規模企業共済等掛金の支払証明書(生命保険については、町民税・県民税の申告をする人と同じ)
四、印鑑
五、その他申告に必要なもの

白色事業所得者の
所得税の納税相談

次の日程により、納税相談を行いますので、遠慮なく利用してください。

なお、相談の日時などについて、税務署からあらかじめ案内を受けたい人は、なるべく指定の日においてください。

月日(曜)	時間	場所
三月六日(月)	午前九時	巻 税務署
三月七日(火)	午後五時	
三月八日(水)		

※所得税の確定申告は、税務署が取扱います。

籍のあらまし ③

一 出生届

子供が生まれたときは、十四日以内に役場へ出生の届け出をしなければなりません。届出をしないことになってしまいます。届け出をしないことになった場合は、戸籍や住民票に載りませんので、入学・就職・結婚するときなどに、子供の名前をつけることは、かたかな・ひらがな・当用漢字・人名用漢字を用いなければなりません。その名前が一生用いられるのですから、だれも呼びやすく、そして書きやすい名前をつけてやるのが「親のつとめ」でしょう。

出生届は、お産に立ち会ったお医者さんか助産婦さんから証明してもらい、必要事項を記載のうえ母子手帳と保険証を添えて、父親か母親が届け出ることになっていきます。

昭和53年の区長の皆さんです。

部 落 町 内	氏 名	部 落 町 内	氏 名
朝日町	藤銀平	千隈町	赤川守平
東町	加藤幸男	藤見町	真島喜作
九番町	前山久一郎	大正通	本間栄太郎
八番町	桑原武清	旗屋	筒井康栄
七番町	朝妻虎一郎	善光寺	加藤千代松
六番町	中野虎一郎	見分	近藤一男
五番町	古川五郎	六分	加藤武雄
四番町	笹川五郎	松崎	斎藤千代松
三番町	渡辺忠雄	旗屋	筒井康栄
二番町	福島善信	大正通	本間栄太郎
一番町	本間清吾	藤見町	真島喜作
新栄町	山間安夫	千隈町	赤川守平
水道町	本間安夫	藤見町	真島喜作
学校町	吉田武将	大正通	本間栄太郎
鱧第三区	水野常太	旗屋	筒井康栄
鱧第二区	近藤三作	善光寺	加藤武雄
鱧第一区	高橋英太郎	見分	近藤一男
平野	鈴木英太郎	六分	加藤武雄
川崎	田中芳高	松崎	斎藤千代松
下山島	石田甚一	旗屋	筒井康栄
西上島	野澤甚一	大正通	本間栄太郎
真田	渡辺育郎	藤見町	真島喜作
天竺堂	熊倉芳英	千隈町	赤川守平
矢島	大村家治	藤見町	真島喜作
押付	瀬戸太七	大正通	本間栄太郎

(敬称略)

届出は、本籍地または住所地のほか、出生地でもすることができ、本籍地以外のごとくに届け出をするときは二通必要です。なお、届出用紙は役場(住民課)に備え付けてあります。

二 婚姻届

○婚姻の要件

(一)婚姻の適齢 婚姻は社会構成の基礎であり、精神的・肉体的に未熟な者の婚姻を禁止し、婚姻のできる最低年齢を定めたもので、婚姻は自由な意思決定のできる能力を定めたものであるといわれています。

(二)重婚の禁止 配偶者のあるものは、重ねて婚姻をすることができないことになっていきます。重婚が生ずる場合は、次のような場合しかありませぬ。

①誤って二重に婚姻届を受理した場合 ②離婚後再婚したところ、その離婚が無効とされ、または取り消された場合 ③失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚した後に失踪者が生還し、失踪宣告が取り消された場合

④認定死亡あるいは戦死公報によって、残存配偶者が再婚したのち、配偶者が生還した場合 ⑤国内に配偶者がある者が外国でさらに婚姻をした場合などがあります。

○再婚禁止期間

女性は、前婚の解消または、取り消しの日から、六カ月を経過した後でなければ再婚することができません。ただし、前婚の解消または取り消しの前から妊娠中の女性は、出産後に再婚することが認められています。

この場合は、父性推定の重復という問題がおこらないからです。

(四)血族間の婚姻禁止

直系血族または、三親等内の傍系血族の間では、婚姻することができません。

直系血族間の婚姻として考えられるのは、親子または祖父母孫の間がそうです。また三親等内の傍系血族間の婚姻としては、兄弟姉妹・おじおば・おいめいがそうです。

(五)直系姻族間の婚姻の禁止

直系姻族であった者は婚姻することができません。たとえば、妻は夫死亡後、夫の父または夫の先妻との間の子と、夫は妻死亡後妻の母または、妻の連れ子と婚姻することはできないことになっていきます。

(六)法定血族間の婚姻禁止

養子とその配偶者の直系卑属またはその配偶者と、養親またはその直系尊属との間では婚姻することができません。また、養親・養子間は離婚後も婚姻をすることができないことになっていきます。これは前に述べたと同様、親子秩序を乱すことを防ぐためであるといわれています。

(七)未成年者の婚姻

未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければなりません。一方の同意だけでも足りる二つになります。

○婚姻届の効力

結婚は、男女の合意(夫婦になる契約)さえあれば成立します。しかし、婚姻の届け出を忘れておくと、たとえすばらしい結婚式を挙げて、いっしょに生活していても法律上の夫婦とは認められません。いわゆる内縁関係であって、その間にできた子供は戸籍上「父のない子」になってしまいます。

婚姻しようとする男女は二人の協議でどちらか一方の氏を選んで、自分たちの氏としなければなりません。これに基づき、原則としてその夫婦のために新戸籍が編製され、夫婦が夫の氏を称するときは夫が、妻の氏を称するときは妻が、戸籍の筆頭者(昔は戸主)とされ、配偶者がその次に記載されます。しかし、自分の氏を夫婦の氏とした夫または妻が、婚姻の際すでに戸籍の筆頭である場合は、新戸籍を編製せず、配偶者はその戸籍に入るようになります。これを夫婦同氏の原則といっています。

家庭の医療

骨折の

応急手当

家で骨折事故を起こしたとき、スリッパを踏んで足を折った、そんなとき、病院へ運ぶ前に正しい応急手当をしておくと、ケガも重くならず、治りも早いものです。さて、その方法は……

① 楽な姿勢で寝かせて、適当な副木(そえぎ)段ボール箱、大きめの雑誌、木片などがあれば、動かさないように固定させて病院へ連れて行くことが大切です。

② 副木は、骨折部の上下の関節二カ所を固定してください。適当な副木がない場合には、手や腕なら三角布(なければ風呂敷など)で首からつるすようにします。

足首の場合には、寝かせたまま静かにお近くの病院へ運んでください。むやみに動かしたり、もんだりしないように……



ばなりません。これに基づき、原則としてその夫婦のために新戸籍が編製され、夫婦が夫の氏を称するときは夫が、妻の氏を称するときは妻が、戸籍の筆頭者(昔は戸主)とされ、配偶者がその次に記載されます。しかし、自分の氏を夫婦の氏とした夫または妻が、婚姻の際すでに戸籍の筆頭である場合は、新戸籍を編製せず、配偶者はその戸籍に入るようになります。これを夫婦同氏の原則といっています。

手続きについては、婚姻届に必要事項を記載のうえ、証人(二人)から署名と押印をしてもらって役場へ届け出ることによって、その効力を生ずることになります。

夫か妻のどちらかが西川町に本籍のないときは、その人の戸籍抄本を添えてください。また、本人が直接役場へ持ってこれないときは、代理人に依頼しても差し支えありません。

届け出の用紙は、役場(住民課)に備え付けてあります。

講演会

一開催日変更

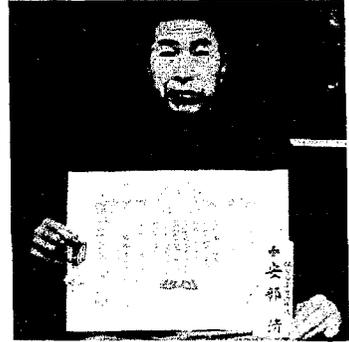
広報1月25日号でお知らせしました「邱永漢、氏の講演会が、都合により2月16日から、2月23日(木)に変更になりました。訂正してお知らせします。
西川町商工会

日赤活動貢献者に 一特別社員章

長い間献血事業に貢献された次の方がたに、日本赤十字社から特別社員の称号と、特別社員章等が贈られ、その功労がたたえられました。

(敬称略)

- 銀色有功章(献血30回)
安部清(3番町) 田中正義(中村) 中山一男(朝日町)
- 金色特別社員章(同20回)
堀内美喜枝(与兵衛野) 八坂板晃(学校町) 高山フミイ(旗屋) 白倉政男(善光寺) 入沢太三(六分)
- 銀色特別社員章(同10回)
赤川清勝(川西) 近藤十二(鐘3区) 高橋芳夫(天竺堂) 高橋康行(平野) 高島三郎(大関) 二村純一(善光寺) 関口和幸(下山)



農業委員会

委員選挙人名簿 縦覧のお知らせ

町選挙管理委員会では、今年の農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を、2月23日から3月9日まで役場内の選挙管理委員会で行います。

この期間中は、名簿についてご不審に思うこと、たとえば、名簿に載っていない、誤って載っているなどの申し出をすることができます。

ぜひ、この期間中にご自分でお確かめください。

申告は

お早めに

～3月15日まで～

贈与税

贈与税は、1月から12月までの1年間に、60万円を超える財産を個人からもらった人にかかる税金です。親などから財産(預金・株券・土地・建物など)をもらったときなど、つい、うっかり忘れがちです。ご注意ください。

贈与税の申告と納税は、2月1日から3月15日までです。該当される方はお早めに申告をお願いします。

次のようなものには贈与税がかかります。

- ①法人からもらった財産(これには所得税がかかります。)
- ②親などから必要のつどもらった生活費や教育費
- ③社交上の香典や贈答品などで常識的な範囲のもの……などです。

働きながら 高校教育を

働きながら高等学校教育を受けることができる、通信制課程の生徒を次により募集します。

▷応募資格

中学校卒業もしくは昭和53年3月卒業見込みの者、又は中学校卒業と同程度の学力があると認められる者(年齢・性別を問わず)

▷教科書・授業料等

※教科書・学習書無償配布・授業料不要

※修学奨励金月額5,000円貸与制度、所得税労働学生控除有

▷願書提出期間

※2月21日～4月10日

▷募集している学校

※新潟高等学校(新潟市関屋下川原町635) 高田南城高等学校(上越市南城町3丁目) なお、この課程は科目別履修もできます。

▷詳細については次のところへ

出願手続→出身中学校、学習内容→出願する高校、その他→県教育庁高等学校教育課(新潟市1番堀通町)

西川町近郷

バスケットボール バレーボール 卓球大会

毎年恒例の「西川町近郷バスケット・バレーボール及び卓球大会」が、竹園高校・西川中学校を会場に次の日程で行われます。

町民の皆さん、多数の声援をお願いします。

- 2月12日 少年バスケットボール大会(竹園高校)
- 2月19日 少年少女バレーボール大会(竹園高校)
- 2月19日 少年少女卓球大会(西川中学校)

ゆうあい号

来町!
一日曜献血にご協力を

「通勤・通学者の皆さん」自宅でお仕事の皆さん、隣近所お誘い合わせて、ぜひ愛の献血にご協力ください。

とき 三月五日(日) 午前九時

三十分～午後三時まで(約三十分間の昼休みがあります。)

ところ 西川町役場

◎献血をされた方に、血液の検査サービス(血液コレステロール量など六項目)

◎あなた自身の健康管理と病気発見に役立ててください。(詳しくは当日献血会場で)



乾燥機がなくても
なぜかフンはフカフカ...



付加保険料 で 豊かな老後

日本人の平均寿命は、生活環境の改善や医療技術の進歩により、いまや世界でも、指折りの長寿国になりました。

長寿は大変におめでたいことですが、手ばなしで喜んでばかりいられません。この長くなった老後をいかに過ごすかが、だれにとっても大きな問題です。

ところで、みなさんは国民年金に「付加保険料制度」のあることをご存じでしょうか。

この付加保険料制度は、「もう少し多くの保険料を掛けてもよいから、より高い年金を受けたい」という加入者からの強い要望にこたえて設けられたものです。

付加保険料は1か月400円で、定額保険料2,200円といっしょに掛けることとなります。

そして、将来の老齢年金と通算老齢年金には、納付月1か月につき200円を加算した年金が受けられます。

たとえば、定額保険料を25年納めた場合、老齢年金額は60,000円増額され、合計486,700円になります。

25年間掛けた付加保険料の総額は、120,000円で年金を2年間受けるといわゆる「もと、が取れるわけです。

こうしてみますと、付加保険料を掛けることは、大変に有利な投資と言えましょう。

なお、付加保険料には、保険料の免除をうけている人を除いて、だれでも希望すれば加入できます。

あなたも、付加保険料を納めて長い老後に備えましょう。

▽電話 三二一五番

▽毎月第一火曜日 午後五時から五時二十分

住みよ西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのことがお気軽にお電話ください。



3月7日です

▽相談員 石黒喜十郎氏

▽ところ 西川町役場

▽とき 二月二十一日(火)午後一時から午後三時まで

歓迎します。

相談員の自宅の電話番号は2512番です。電話によるご相談も歓迎します。

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においでください。

二月の
役場事務相談



春季農耕用軽油

免 税 証 交 付

例年のとおり巻財務事務所では、農業用耕うん機に使用する軽油の免税証を左記の日程により交付します。

記

1. 免税証の交付日程

- (1) 共同申請は、市町村役場・農業協同組合ないしは軽油販売業者等できりまとして、1月14日までに申請することになっています。
- (2) 市町村への出張交付の日程は次のとおりです。

ア. 日時 2月22日 午前10時～12時、午後1時～3時

イ. 場所 西川町役場議場

(3) 巻財務事務所交付は、3月4日から4月22日までの毎週土曜日、午前9時から11時30分まで行います。

2. 免税申請当日持参するもの

(1) 新規申請の人

ア. 市町村長又は農業委員会の発行する機械証明書。

イ. 同じく耕作(面積)証明書(機械の共同使用申請の場合は各人ごと)

ウ. 印かん(機械の共同使用申請の場合は各人の印かん)

(2) すでに耕うん機についての使用者証の交付を受けている人

ア. 免税軽油使用者証

イ. 耕作証明書(共同使用者証の場合は各人の証明)

ウ. 印かん(共同使用者証の場合は全員の印かん)

(3) 耕うん機についての使用者証の交付を受けており、今回登録している耕うん機を変更した人。およびコンバインについての使用者証の交付を受けており、今回耕うん機についても免税証の申請をする人

ア. 免税軽油使用者証

イ. 機械証明書

ウ. 耕作証明書(共同使用者証の場合は各人の証明)

エ. 印かん(共同使用者証の場合は全員の印かん)

(4) 耕作の委託を受ける人

前述の書類に加え、次の書類を持参してください。

ア. 委託者の耕作面積証明書(全耕作面積のうち一部の委託を受ける場合は全耕作面積と委託を受ける面積を表示)

イ. 農作業の委託を承諾した書面

以上のとおりですが、不明の点がありましたら巻財務事務所又は役場産業課にお問い合わせください。

